

令和7年横瀬町農業委員会第12回総会議事録

1. 開催日時 令和7年12月25日(木) 午後4時30分から4時59分

2. 開催場所 横瀬町役場

3. 出席委員(10人)

会長	10番	大場保孝
会長職務代理者	2番	町田裕
農業委員	1番	村越則人
	3番	長嶋隆夫
	5番	長嶋教夫
	6番	町田文利
	7番	大野雅弘
	8番	長嶋成子
	9番	八木原智宏
農地利用最適化推進委員	第1	中光敏
	第2	町田幸広
	第3	町田勝一

4. 欠席委員(1人)

農業委員	4番	高野直政
------	----	------

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第26号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に関する件

第4 議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	浅見 聡
書記	長嶋 昭浩
	赤岩 亮輔

7. 会議の概要

議 長 皆さん、こんにちは。

本日は、4番、高野委員から欠席の旨通告がありましたので、ご報告申し上げます。

本日の出席委員は9名です。会議規則第6条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第12回農業委員会を開会いたします。

日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。

会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員ですが、慣例により議長よりご指名を申し上げたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。

よって、議長より指名申し上げます。

1番、村越委員、2番、町田委員のご兩名をお願いいたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本日の議事は、議案第26号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に関する件、議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件です。

会期は本日1日間にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3、議案第26号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に関する件を議題といたします。

ここでお諮りします。議案第26号と議案第27号番号5につきましては、関連がございますので、一括審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。

議案第26号及び議案第27号番号5について、事務局の説明を求めます。

事 務 局 まず、議案第26号について説明いたします。

議案第26号の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります2筆です。台帳地目、現況地目ともに畑で、計画面積は229平方メートルです。当初事

業計画者は、横瀬町内に在住の方で、事業継承者は東京都板橋区在住の方です。

3 ページ目を御覧ください。案内図 1 で場所についてご説明いたします。申請地の場所は、この地図の中ほどにあります、赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、横瀬駅から南西に約100メートルのところ申請地になります。

本申請は、令和6年7月9日付指令秩農振第5—53号において、農地法第5条の許可を受けた事業の計画変更申請で、変更内容といたしましては、当初計画していた譲受人が、金銭的に事業の実行が難しくなったため、譲受人を変更して事業を継承したいとの申請でございます。

続いて、議案第27号番号5について説明いたします。議案第27号番号5の農地の地番は、地番、地目、計画面積は議案第26号と同一です。譲受人は東京都板橋区在住の方で、譲渡人は秩父市在住の方であります。申請理由は、自己用住宅で、権利の種類は所有権移転となっております。

譲受人は、現在アパートに住んでおりますが、家族が増えることから手狭になることやリモートワークも可能であることから、移住を考えていたところ、申請地が見つかったための申請であります。

農地区分は、申請地が駅から300メートル以内に存することから、第3種農地と判断されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了します。

続いて、担当委員の説明に移ります。

担当委員の町田推進委員、お願いいたします。

町田推進委員 農地利用最適化推進委員の町田です。上程されました議案第26号及び議案第27号番号5について所見を申し上げます。

12月20日午後2時頃、補助委員の八木原農業委員と現地確認を行いました。場所は、横瀬駅から南西に約100メートル付近になります。

申請地については、以前に審査しており、金銭的に事業が継続できないとのことで、計画変更申請であります。金銭的に事業の継続が不可能になってしまったということで、計画の変更はやむを得ないかと思われま。また、新たな譲受人は都内でアパート暮らしをしていますが、家族が増えることから、移住をして自己用住宅の建設をするための申請です。

以前にも審査しており、駅から近い土地のため、転用は問題ないかと思

います。

皆様の審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

議長 続いて、補助委員の説明に移ります。

補助委員の9番、八木原委員、お願いいたします。

八木原委員 補助委員の八木原です。上程されました議案第26号及び議案第27号番号5について所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、12月20日午後2時頃、町田推進委員と現地確認を行いました。計画変更については、金銭的理由ということで、やむを得ないかと思われま

す。また、申請地につきましては、以前にも許可相当としており、周辺土地も宅地化しているため、転用は問題ないかと思われま

す。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 以上で担当委員の所見を終了いたします。

続いて、質疑に移ります。

何かご質疑ございますか。

町田(文)委員 5番と一緒に、同じ場所なのですか。

事務局 同じです。

町田(文)委員 26号の1の当初の事業計画者、●●さんという方と5のほうの譲渡人●●●さんという方の関係は、どういう関係なのですか。

事務局 当初●●さんと●●さんのほうで自己用住宅を建てるというような話にまずなって、令和6年の5月に自己用住宅を建てるということで許可が出ております。

町田(文)委員 ●●さんが持っていて、それを●●さんに譲渡しをして、●●さんが建てるということになっていたのを、今回、そうではなくて、●●さんにすると、そういうことですね。

事務局 そうい

議長 よろしいでしょうか。

町田委員 はい。

議長 ほかに何かございますか。

町田委員 計画を譲り渡した具体的な理由はあるのですか。

金銭的に●●さんが建てられなくなってしまったということで、計画を変更したということですか。すみません。ありがとうございます。

議長 ほか何かございますか。

〔「なし」〕

議長 なければ、質疑なしと認めます。

お諮りをいたします。上程中の議案第26号及び議案第27号番号5に関する件につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

議長 全員賛成です。

よって、議案第26号 農地法第5条の規定により許可後の計画変更申請に関する件、議案第27号番号5、農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して県知事宛て進達することに決定いたしました。

日程第4、議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

ここでお諮りをします。議案第27号番号3と議案第27号番号4につきましては、関連がございますので、一括審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

議案第27号番号1について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第27号番号1について説明いたします。

議案第27号番号1の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆です。台帳地目、現況地目ともに田が1筆です。計画面積は249平方メートルであります。譲受人、譲渡人ともに町内在住の方であります。申請理由は賃貸借権の設定10年となっております。

6ページ目を御覧ください、案内図2で場所についてご説明いたします。申請地の場所は、この地図の中ほどの赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、横瀬中学校から北に約350メートルのところ申請地になります。この農地につきまして、譲受人が賃貸借権を設定し、駐車場にするための申請となっております。

譲受人は、横瀬町で養蜂業を営んでおり、営業所の駐車場が業務用の車で手狭となり、来客用のスペースを確保できていないことから、新たに駐車場を設置するための申請となります。現在、営業所の前に止めている業

務用の車は、申請地に配置し、残りのスペースと営業所の前の駐車場が来客用となる予定です。

なお、申請地は、令和7年4月の農政総合推進協議会において審議され、令和7年8月に農用地区域から除外されております。

農地区分は、申請地が水管・下水管の埋設された道路の沿道の区域にあつて、500メートル以内に2以上の教育施設が存することから、第3種農地と判断されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了します。

続いて、担当委員の説明に移ります。

担当委員の町田推進委員、お願いいたします。

町田推進委員 農地利用最適化推進委員の町田です。上程されました議案第27号番号1について所見を申し上げます。

12月19日午後1時頃、補助委員の大野農業委員と現地確認を行いました。場所は、横瀬中学校から北に約350メートルになります。この農地に駐車場を造るための申請であります。事務局の説明にもありましたとおり、営業のために必要な駐車場ということで、転用はやむを得ないと判断されます。

皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長 続いて、補助委員の説明に移ります。

補助委員の7番、大野委員、お願いいたします。

大野委員 補助委員の大野です。上程されました議案第27号番号1について所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、12月19日午後1時頃、町田推進委員と現地確認を行いました。申請地につきましては、申請人の経営している営業所から近く、隣接地も住宅が建っているため、転用は特段問題ないと思われ

ます。

皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

議長 以上で担当委員の所見を終了いたします。

続いて、質疑に移ります。

何かご質問ございますか。

〔「なし」〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りをいたします。上程中の議案第27号番号1に関する件につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

議長 全員賛成です。

よって、議案第27号番号1、農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して、県知事宛てに進達することに決定いたしました。

続いて、議案第27号番号2について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第27号番号2について説明いたします。

議案第27号番号2の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆です。台帳地目、現況地目ともに畑が1筆です。計画面積は299平方メートルであります。譲受人、譲渡人ともに町内在住の方であります。申請理由は自己用住宅で、権利の種類は所有権の移転となっております。

7ページ目を御覧ください、案内図3で場所についてご説明いたします。申請地の場所は、この地図の中ほどの赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、横瀬駅から南西に約200メートルのところ申請地になります。この農地につきまして、譲受人が所有権を取得し、自己用住宅を建設するための申請となっております。

現在、譲受人は、横瀬町内のアパートに居住していますが、日常手狭となったため、自己用住宅の建築を検討しておりました。今回土地所有者との交渉が進んだため、申請に至りました。

農地区分は、申請地が駅から300メートル以内に存することから、第3種農地と判断されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了いたします。

続いて、担当委員の説明に移ります。

担当委員の町田推進委員、お願いいたします。

町田推進委員 農地利用最適化推進委員の町田です。上程されました議案第27号番号2について所見を申し上げます。

12月20日午後2時頃、補助委員の八木原農業委員と現地確認を行いました。場所は、横瀬駅から南西に200メートル付近となります。譲受人は、

現在横瀬町内のアパートに居住しており、日常手狭になったために、自己用住宅を建設するための申請です。駅から近く、周辺も宅地化しているため、転用は特段問題ないのではないかと思います。

皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長 続いて、補助委員の説明に移ります。

補助委員の9番、八木原委員、お願いいたします。

八木原委員 補助委員の八木原です。上程されました議案第27号番号2について所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、12月20日午後2時頃、町田推進委員と現地確認を行いました。申請地の周辺は宅地化しており、駅から近い地域でもあるため、転用はやむを得ないものではないかと思います。

皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 以上で担当委員の所見を終了いたします。

続いて、質疑に移ります。

何かご質問ございますか。

〔なし〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りをいたします。上程中の議案第27号番号2に関する件につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

議長 全員賛成です。

よって、議案第27号番号2、農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して、県知事宛てに進達することに決定いたしました。

続いて、議案第27号番号3及び番号4について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、議案第27号番号3について説明いたします。

議案第27号番号3の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります2筆です。台帳地目、現況地目ともに田が2筆です。計画面積は227平方メートルであります。譲受人、譲渡人ともに町内在住の方であります。申請理由は自己用住宅で、権利の種類は所有権移転となっております。

8ページ目を御覧ください、案内図4で場所についてご説明いたします。

申請地の場所は、この地図の中ほどの赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、姿の池から東に約350メートルのところが申請地になります。譲受人は、横瀬町内のアパートに3人暮らしをしておりますが、手狭になるということから自己用住宅の建築を検討していたところ、申請地について交渉が進んだための申請であります。

続いて、議案第27号番号4について説明いたします。

議案第27号番号4の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆です。台帳地目、現況地目ともに田が1筆です。計画面積は17平方メートルあります。申請理由は水路敷用地で、権利の種類は所有権の移転です。

申請地の場所は、議案第27号番号3に隣接しております。議案第27号番号3の申請地と一体で利用する予定の土地の用悪水路について、土地の管理者である横瀬町と協議をして、本申請地に水路を移設した後に、交換することで承諾が得られたため、水路を設置するための申請となります。

いずれの農地についても農地区分は、申請地が水管・下水管の埋設された道路の沿道の区域にあって、500メートル以内に2以上の教育施設、医療施設、公共施設が存することから、第3種農地と判断されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了します。

続いて、担当委員の説明に移ります。

担当委員の町田推進委員、お願いいたします。

町田推進委員 農地利用最適化推進委員の町田です。上程されました議案第27号番号3、番号4について所見を申し上げます。

12月20日午前9時頃、補助委員の長島農業委員と現地確認を行いました。場所は、姿の池から東に約350メートル付近になります。譲受人は、横瀬町内のアパートに3人暮らしをしており、手狭になるということから、自己用住宅を建設するための申請です。申請地周辺には学校や医療機関もあり、宅地化も進んでいるため、転用は特段問題ないのではないかと思います。また、転用に伴う側溝の移設は、隣接農地の排水を維持するためです。問題ないかと思います。

皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長 続いて、補助委員の説明に移ります。

補助委員の5番、長島委員、お願いいたします。

長 島 委 員 補助委員の長島です。上程されました議案第27号番号3、番号4について所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、12月20日午前9時頃、町田推進委員と現地確認を行いました。申請地につきましては、付近に駅や公共機関があり、水道管・下水管に接続できる第3種農地であることから、転用は問題ないかと思われま。また、水路の移設についても、農地の維持のためです。問題ないかと思われま。

皆様のご審議のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

議 長 以上で担当委員の所見を終了いたします。

続いて、質疑に移ります。

ご質問等ございますか。

町田(文)委員 この転用の目的等を読んでいるのですけれども、この土地の中にある●●●●—●という建設省名義の水路があつて、それを使いたいのので、この●●●●—●を水路として付け替えをして、この人が買って町に寄附すると、そういうことですか。

事 務 局 そうです。端に寄せます。

町田推進委員 今はもう埋まっているのです、側溝は。

町田(文)委員 どこにですか？

町田推進委員 中に埋まっているのです、ここ。

事 務 局 中央にあります。

町田推進委員 くろがあつたと思うのですけれども、その真ん中に……

町田(文)委員 ●●●●—●。

町田推進委員 ええ、真ん中に埋まっているのです。そこをやっている田んぼの人が、都合が悪いと埋めてしまったのです、蓋をして。

事 務 局 ただいまの質問にお答えいたします。

今ご質問のあつたように、●●●●—●という水路を挟んで、その上に自己用住宅を建てたいという申請があります。ただし、この用水路は、この隣の田んぼの排水路として使われるものなので、埋めてしまうと隣の田んぼが排水ができなくなってしまうということから、もう一つの水路敷地の申請のほうで、今は何もないところに改めて水路を移設し、今埋まっている水路をそのまま移設した上で、町のほうに渡すというような流れになっております。

町田(文)委員 それは●●●●—●。

事務局 ●●●●—●に現在埋まってしまっています。

町田(文)委員 ●●●●—●が今水路として使っているところですか？

事務局 埋まってしまっていて、実際のところは使ってはいません。

町田(文)委員 水路の現況が見えないということ。

町田推進委員 道沿いに大きい排水路があるのですけれども、そこから見ると分かるのですけれども、今もあるのはあるのです。蓋がしてあります。

事務局 分かるのは分かるという感じです。

町田推進委員 排水のほうから見れば、用水がちゃんと、側溝の口が出ています。

町田(文)委員 それが●●●●—●。

事務局 はい。それが●●●●—●です。それを掘り起こして、●●●●—●のほうに付け替えます。

町田(文)委員 ●●●●—●は、今別に水路になっているわけではない。

事務局 なっていないです。

議長 よろしいでしょうか。

町田(文)委員 この建設省の水路の所有権移転なんかは大丈夫なのですか。

事務局 建設課と協議済みです。

町田(文)委員 了解です。

議長 ほかにございますか。ありませんか。

〔なし〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りをします。上程中の議案第27号番号3及び番号4に関する件につきまして、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

議長 全員賛成です。

よって、議案第27号番号3及び番号4、農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して、県知事宛てに進達することに決定いたしました。

ここで、会議録での字句の整理についてお諮りいたします。

会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕

議 長 異議なしと認めます。
よって、そのように処理をさせていただきます。
本日委員会で審議すべき議案は全て終了いたしました。これをもって閉会といたします。
どうもありがとうございました。

(午後 4時59分)